

## 情報セキュリティ研修・自己啓発ガイドライン

### 1 趣旨

このガイドラインは、「兵庫県立大学情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティに関する研修（以下「研修」という。）について必要な事項を定める。

### 2 情報セキュリティ研修の基本的な考え方

利用者（教職員、学部・大学院学生、研究生等）が、情報システムの利用資格を取得しようとする場合は、原則として研修を受講しなければならない。

### 3 研修内容

利用者に行う研修は、別に定める情報システム利用のための基本的ガイドラインその他を教材として使用し、次の3項目に重点をおいて実施する。

- (1) 情報セキュリティの目的と重要性
- (2) 情報セキュリティに関する利用者の責任範囲
- (3) 問題が発生した場合の利用者の対処方法

### 4 研修実施の基本的な考え方

#### (1) 効率的な研修実施計画の策定

学術総合情報センターは、研修実施の方法について学術総合情報センター運営委員会及び学術総合情報センター運営委員会情報システム部会と十分な連絡調整を行ったうえ、地区ごとに研修計画が効率的に実施されるように配慮することが望ましい。

また、研修実施にあたっては、オンライン学習の導入など省力化に努めるとともに、学習者に負担をかけないように定められた期間内であればいつでも受講可能な方式を導入することが望ましい。

#### (2) 研修受講記録の保存

部局情報セキュリティ責任者は、研修を受講した人の記録を適切な期間保存するものとする。

### 5 自己啓発

利用者は、情報セキュリティに関する情報取得等、常に自己啓発に心がけなければならない。

## 附 則

このガイドラインは、平成18年11月22日から施行する。